

建設業許可申請について

株式会社総合税経センター
行政書士法人あさひ法務

建設業許可

1 建設業許可とは

(1) 建設業の許可

建設業を営もうとする者は、下記の場合を除き、建設業の許可を受けなければなりません。

1、土木一式工事等（建築一式工事以外）

一件の請負代金が500万円未満の工事

2、建築一式工事 ①か②のいずれかに該当する工事

①一件の請負代金が1,500万円(税込)未満の工事

②延べ面積150㎡未満の木造住宅工事

(2) 建設業の種類（業種） 29種類 別紙参照

土木工事業と建築工事業はいくつかの工事を請け負って完成させる場合に該当します。よって、建築工事業をとれば全てできるということにはなりません。

それ以外の専門工事は、各業種ごとに許可を受ける必要があります。

また、定款の目的に許可を受ける業種が入っていることが必要となります。

※平成28年6月から、「解体工事業」が追加されました。

解体工事は、「とび・土工工事業」から外れる為、該当する経過措置期間に、「解体工事業」の業種追加や技術者の資格変更届出をする必要性があります。

(3) 知事許可と国土交通大臣許可

1、知事許可

一つの都道府県内にのみ営業所を置いて営業を行う場合。

〔例〕 柏市のみ、柏市と船橋市

2、国土交通大臣許可

二つ以上の都道府県内に営業所を置いて営業を行う場合。

〔例〕 千葉県と東京都、千葉県と茨城県

(4) 特定建設業の許可と一般建設業の許可

1、特定建設業の許可

発注者から直接請け負った1件の建設工事につき、下請に出す代金の合計金額が**4,000万円以上(税込)**〔建築工事業は**6,000万円以上(税込)**〕となる下請契約を締結して施工する場合。

2、一般建設業の許可

特定建設業の許可を要しない工事のみを施工する場合。

2許可の要件〔一般建設業の許可の場合〕

(1) 経營業務の管理責任者

法人では常勤の役員(取締役等)、個人では事業主か登記された支配人が該当します。

能力要件	
(1)	許可を受けようとする建設業に関して、法人では常勤の役員(取締役)、個人事業主か営業所の代表としてこれまでに5年以上の経営経験を有すること。
(2)	許可を受けようとする建設業に関して、(1)に準ずる地位にあって、これまでに7年以上の経営補佐経験(事業専従者等)を有すること。
(3)	許可を受けようとする建設業以外のものに関して、法人では常勤の役員(取締役)、個人事業主か営業所の代表としてこれまでに7年以上の経営経験を有すること。

(2) 専任技術者

各営業所ごとに、常勤・専任で勤務する人で以下の要件を満たす人が該当します。

技術要件	
(1)	土木工学、建築学、電気工学など業種に相当する学科を高校卒業後5年以上、大学卒業後3年以上の実務経験がある人。
(2)	許可を受けようとする建設業の実務経験が10年以上ある人。
(3)	各業種に対応する法定の資格免許を取得している人。 (職業能力開発促進法の資格の二級は、資格取得後1～3年の実務経験が必要です。) ※該当する資格は、別紙参照

☆同一事業所で常勤であれば、複数の業種の専任技術者になれます。

☆(2)の実務経験で複数の業種の許可を取得する場合は、それぞれ10年の実務経験が必要となり、重複することができません。よって、2業種の許可をとろうとする場合は、10年+10年で20年の実務経験が必要となります。

(3) 誠実性

法人・法人の役員等・個人事業主等が、請負契約に関して、「不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でない」こと。

〔例〕建築士法・宅地建物取引業法等で、不正又は不誠実な行為をおこなったことにより免許の取り消し処分を受けてから5年を経過しないもの。

(4) 財産的基礎

以下の(1)~(3)のいずれかに該当すること。

財産的要件	
(1)	直前の決算において自己資本が500万円以上であること。
(2)	500万円以上の資金調達能力のあること。 ⇒500万円以上の預金残高証明書を用意できる。
(3)	直前5年間許可を受けて継続して営業した実績のあること。 ⇒更新の場合がこれにあたります。

☆業種追加の場合も、上記(1)と(2)の要件を証明する必要があります。

☆「自己資本」とは、貸借対照表の「純資産合計」の額をいいます。

(5) 欠格要件等

以下の(1)~(6)に役員等・事業主等・株主等が該当しないこと。

欠格要件	
(1)	許可申請書又は添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けているとき。
(2)	成年被後見人、被保佐人又は破産者で復権を得ない者。
(3)	不正の手段により許可を受けたこと等により、その許可を取り消され、5年を経過しないも者。 許可を取り消されるのを避けるため廃業の届出をしたもので、5年を経過しない者。
(4)	建設工事を適切に施工しなかった等で営業の停止を命ぜられ、停止期間が経過しない者。
(5)	禁固以上の刑に処せられ、刑を終えてから5年を経過しない者。
(6)	建設業法、暴力行為等に関する法律等に違反し、罰金の刑に処せられ、刑を終えてから5年を経過しない者。
(7)	暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者。
(8)	暴力団員等がその事業活動を支配している者

参考 根拠法令 建設業法

***平成29年3月までに、社会保険及び雇用保険の加入が必須となります。未加入の場合は、指導・勧告等の対象となります。また、許可の取得が出来ない可能性があります。**

手続きのスケジュール

◆⇒お客様におこなっていただくことです。

〈知事許可・一般の場合〉

順調に書類準備から提出まで進めて、許可がおりるまでに約2～3ヶ月かかります。

〔例：4/1に受託～4月末までに申請～6月中旬頃許可取得〕

- ◆ / (1) 許可要件、欠格要件のチェック、手続きの流れと必要書類の説明
★業務依頼の相談をします。相談料又は着手金を頂く場合があります。
↓
- ◆ / (2) 書類の作成
★各種証明書等収集(委任状作成)、申請書及び添付書類の作成をします。
★必要書類の準備、営業所の写真撮影等をお願いします。
↓
- ◆ / (3) 書類へ押印 合計 90,000円
★この時に、申請手数料(証紙代等)をお預かりします。
↓
- ◆ / (4) 申請書類の提出及び受付
↓
- ◆ / (5) 申請書類副本の返却
★この時に、ご請求(明細書をお渡し)をさせていただきます。ご請求書は翌月に別途送付させていただきますので、お手元に届きましたらお支払いをお願いします。
↓
- ◆ / (6) 審査
★標準処理期間は、45日(千葉県)です。
★千葉県以外は、30日(東京都、茨城県、埼玉県)です。
★国土交通大臣許可は、120日です。
↓
- ◆ / (7) 許可通知〈許可証の交付〉
★「建設業の許可証」は、お客様が申請した建設業の営業所へ各自治体から直接送付(転送不可)されます。※茨城県は窓口受領
↓
- ◆ / (8) 許可通知書を当事務所へメール又はFAX
〈FAX〉04-7166-4154
★当事務所で期日管理をさせていただきます。

費用

別紙、お見積書をご確認下さい。お見積りは、個別にさせていただきます。

※当事務所の報酬額は、手続きに関する相談、事前調査、各種証明書類取得、書類作成、提出代行、許可証受領のトータルサポート料金となっております。

※お客様の要件等ケースにより、報酬額は変わります。

特に難易度の高い条件や特別の事情があるときは、別途加算することがあります。

◆自治体への許可申請手数料（県証紙代）〔知事許可・一般の場合〕

新規許可申請	90,000円
更新申請	50,000円
業種追加申請	50,000円
許可換え新規申請	90,000円
般特新規申請	90,000円
業種追加及び更新	100,000円

申請する自治体 国土交通大臣 千葉県 東京都 茨城県 埼玉県

概算費用	当事務所への報酬	円
	各種証明書手数料等(概算)	円
	許可申請手数料(証紙代)	円
	合計	円

※実費については役員等や専任技術者の人数などにより変わります。

行政書士法人あさひ法務

千葉県柏市柏 4-5-10 サンプラザビル 2F

《連絡先》 TEL 04 - 7164 - 0638
FAX 04 - 7166 - 4154